

# 相・続・通・信 第2号



## 相続手続支援センター

◆松本駅前店

〒390-0817 長野県松本市巾上 13-6

TEL0263-35-6481 / FAX0263-87-2117

◆長野駅前店

〒380-0935 長野県長野市中御所 2-14-14

TEL026-223-1322 / FAX026-291-4163

## 相続手続支援センター

### ◆ 冬到来? ◆

短い秋も終わりです。冬支度は進んでいますか?長く厳しい信州の冬に備えて、早めに準備を進めてください。

さて、相続手続支援センターでは11月10日に『かしこい相続財産の残し方・殖やし方』というテーマでセミナーを開催いたしました。お忙しい中お越し下さった皆様、ありがとうございました。「相続税が発生するほどうちは財産がないから・・・」とおっしゃる方がよくいますが、相続税の節税対策以外にも、今ある財産を殖やしていく方法についての話もありましたので、お越しになる価値あり!!ですよ。ご要望ありましたら、同テーマでまた開催を企画致します。また、こんなセミナーをして欲しい等、どんどんリクエストお待ちしております。

ところで、パソコンをご利用の方にお勧めのページがあります。

[相続手続支援センターでブログを始めました!!!!](#)

相続手続きの中で実際起こったハプニングや、知っておくと役に立つ豆知識、また社員の日々手続に奮闘する様子等・・・内容盛りだくさんです。

<http://blog.goo.ne.jp/souzokumatmoto>にてお待ちしております。

近日中に成迫会計事務所HPから入れるように準備中です。是非お越し下さい。

## 相続“豆”知識

Q

亡くなった父と一緒に高校卒業後農業を営んでました。弟が一人いますが、都会でサラリーマンになっています。この場合同じ財産分与になるのでしょうか?

A

◆寄与分が認められます。◆

ご質問の場合、ご長男の方が遺産の維持あるいは増加のために尽くした功績が評価されます(これを寄与分という)。寄与分の認められる場合として、民法では、被相続人の事業に関する労務の提供、財産上の給付及び被相続人の療養看護を例示しています。

寄与分は相続人どうしの協議によって決めることが原則ですが、もし、相続人どうしの協議がまとまらないときに、寄与した者から家庭裁判所に審判の申し立てがあれば、家庭裁判所は、寄与の時期、方法、程度、相続財産の額などを考慮して、寄与分を定めることになっています。



## ～夫婦に子供がいない場合の相続～

私達は日々様々な相続手続きのお手伝いをしておりますが、中でも煩雑なのは亡くなられた方に子供がいない場合の相続です。夫婦に子供がいる場合は、夫が亡くなったときの相続人は妻と子供になります。しかし、子供がいない場合は、妻と夫の両親が相続人になります。両親が亡くなっている場合は、**妻と夫の兄弟姉妹**が相続人となります。更にもし兄弟姉妹も亡くなっていると、その子供達（**夫の甥、姪**）が相続人になります。一体相続人は何人になるのでしょうか！？

上記ケースの場合に、夫名義になっている自宅の土地、建物、預貯金等の名義変更を行うためには相続人である夫の甥、姪の同意も必要になります。夫の甥、姪が何人いるか知っていますか？相続人全員の連絡先を知っていますか？全ての人を探し出して、同意を得て、書類に実印をもらわない限り、夫婦が暮らしてきた家も一生懸命貯めてきたお金も自由に使うことはできないのです。悲しみが癒えない中、大変なストレスだと思えます。相続人である夫の兄弟姉妹との話し合いがまとまらないため、亡くなられた方名義のまま預貯金を使うこともできず、何年も経ってしまっているというケースによく遭遇します。

もし妻に自分のすべての財産を残したい、相続のときもめのないようにしたいと考えるのなら**遺言書**を作成しておくことをおすすめします。自分が亡くなったあとのことは知らない、自分にはそんなに財産はないから大丈夫、自分の兄弟姉妹は仲がいいからもめはないではなく、残された方の負担を少しでも軽くして遺産分割がスムーズに進む方法を検討してみてもいいでしょうか。

### お知らせ

## MAサービスのご利用案内

年間 10,500 円 (税込) で次のサービスが受けられます！

### ○マガジンサービス

全 18 誌より好きなものをお選びいただき、  
毎号お手元にお届けします。  
「日経マネー」「ミセス」「ゴルフダイジェスト」  
「今日の料理&趣味の園芸」「dancyu」等々

### ○相談サービス

初回相談無料等のサービスを特別価格でご提供します。

#### ・FP相談サービス

資産運用・保険見直し・住宅ローン等に関する様々なご質問に迅速に回答いたします。

#### ・相続相談サービス

相続対策、遺言書、相続手続きなど相続に関する様々なご質問に迅速に回答いたします。

### ○ホテル・旅館宿泊割引サービス

全国 51 箇所(平成 19 年 4 月現在)のホテル・旅館を会員特別価格にてご利用できます。

その他にも様々なサービスがございます。

サービスの内容を詳しく知りたい、申し込みを行いたいという方はお電話下さい！

※年間契約になります。中途解約はできませんのでご注意ください。

